松江市週休2日工事要領（農業農村整備工事編）　Q＆A

【現場閉所・交替制共通】

R8.11.1以降適用

		質問	回答	
			発注者指定型	受注者希望型
①積算方法について	1	当初発注時は積算システムにおいてどの補正を行えばよいか。	「01 補正しない」を選択して発注し、変更時も実績にかかわらず「01補正しない」のまま精算変更してください。	左と同じ。
②実施方法	2	施工に必要な実日数が１日のような工事でも、対象となるか。	対象となります。	左と同じ。
	3	対象外となる「（２） 主たる業務の契約数量を日単位としており、その日数が４週８休以上を確保している業務」はどのように判断するか。	―	主たる業務が道路パトロール業務の場合で、以下に該当する場合は対象外とします。 {工期日数―契約数量(日)} 工期日数 ＝２８．５%(8日/28日)以上
	4	受注者希望型の工事で「週休2日工事」の実施に取り組まないことを選択した場合、週休2日を確保する必要はあるか？	―	「週休2日工事」の実施に取り組まないことを選択した場合であっても、週休2日の確保は、働き方改革の趣旨から重要と考えています。 工事内容や受注者の判断による部分ではありますが、可能な限り、通期の週休2日は確保するよう、現場の工程調整に努めていただくようお願いします。
	5	対象工事を受注し、達成できなかった場合、成績評定での減点はあるのか。	成績評定での減点措置は行いません。	左と同じ。
③対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	7	電柱移転等や地元調整等で着工に遅れた場合や施工が出来ない期間があった場合の取り扱いはどうしたら良いか。	その原因を明確にし、必要に応じて適切に対応して下さい。なお、受注者に責がない場合は下記のいずれかの取扱いとすることができます。 ①工事が動いていない期間が明確である場合は、当該期間を対象期間から控除することが出来る。 ②受注者が計画した休日を振替える場合は、対象期間から外さずに休日扱いとしても良い。	左と同じ。
	8	工事着手日とはいつのことか。	工事の場合、現場事務所等の設置、または測量を開始した日を言います。 また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業を開始した日を言います。	左と同じ。

松江市週休2日工事要領（農業農村整備工事編）　Q＆A

【現場閉所・交替制共通】

R8.11.1以降適用

		質問	回答	
			発注者指定型	受注者希望型
③対象期間の設定及び現場閉所（休日）の取り扱い	9	工事完成日とはいつのことか。	工事の場合、工期末の２０日前までの期間を言います。 また、維持管理業務等の履行期限があらかじめ決められている業務の場合は、現場作業が完了した日を言います。	左と同じ。
	10	工期末より早期に工事が完了した場合や工期延期した場合、対象期間はいつまでとなるのか。	いずれの場合も、工事完成通知書提出日の２０日前までの期間を対象期間とします。	左と同じ。
	11	元請会社は通常の勤務体系で、下請け業者において「１年単位の変形労働時間制」を活用した場合の取り扱いは。	元請会社が「１年単位の変形労働時間制」を活用した場合において、その週を対象期間外として取り扱います。	左と同じ。
	12	「１年単位の変形労働時間制」を活用し、工期全体が１週４０時間または１日８時間を設定した週となり対象期間外となった場合の達成判断は？	完全週休２日（土日）とみなします。	左と同じ。

松江市週休2日工事要領（農業農村整備工事編）　Q＆A

【現場閉所】

R8.11.1以降適用

		質問	回答	
			発注者指定型	受注者希望型
①達成状況の確認について	1	完全週休２日（土日）において、緊急作業等により月末の休日を翌月の第1週に振り替える場合など、完全週休二日を達成したが月単位を達成していない場合の実績はどう判断するのか。	完全週休２日（土日）とみなします。	左と同じ。
	2	完全週休２日（土日）において、土日が対象期間外となり、平日のみが対象期間となる週でも、２日間の休日の確保が必要か。また土日の片方だけが対象期間外となる週はどうか	平日のみが対象期間となる週は、休日がなくても、その週は完全週休二日を達成したこととします。 土日の片方が対象期間外となる週は、対象期間となる日を休日とすれば、その週において完全週休二日を達成したこととします。	左と同じ。
	3	完全週休２日（土日）の確認において、平日が全て対象期間外となり、土日のみが対象期間となる週でも、完全週休二日を達成するには土日を休みとする必要があるか。	対象期間となる土日を休みとした場合、その週において完全週休二日を達成したこととします。	左と同じ。
	4	月単位の確認において、例えば10月21日が工事着手日の場合、10月31 日までをひと月として週休２日の達成を確認するのか？それとも11月21日までをひと月として週休２日の達成を確認するのか？	10月21日から工事着手した場合、10月31 日までをひと月として週休２日の達成を確認します。その際達成の確認方法は、その期間の28.5%で確認するか、もしくはその期間の土日の合計数以上休工としている場合において達成したとみなします。 なお、この考え方については、工期末の場合も同様です。	左と同じ。
	5	月単位の確認でその月の土日の合計数休んでいるにも関わらず28.5%を達成できない月は未達成になるのか？（例えば31 日の内8 日休み→5.8%） それが対象期間を通して続く場合も未達成になるのか？	月単位での達成の確認方法はその月で28.5%以上達成しているか確認する方法と、その月において土日の合計数以上休工としているか確認する方法のどちらかで確認してください。	左と同じ。
	6	対象期間が数日で、対象期間内に土日がない場合は、現場閉所をしなくても達成となるのか。	完全週休２日（土日）とみなします。	左と同じ。

松江市週休2日工事要領（農業農村整備工事編）　Q＆A

【現場閉所】

R8.11.1以降適用

		質問	回答	
			発注者指定型	受注者希望型
②対象期間の設定及び現場閉所（休日）	7	現場閉所の例外として「現場管理上必要な作業」とは、具体的にどのようなことというのか。	現場の管理上必要な作業とは以下のような作業です。 ・巡回パトロールや保守点検 ・コンクリート養生等の品質確保上最低限の作業 ・交通誘導警備 ・その他、監督職員が必要と認めた作業	左と同じ。
	8	現場代理人や作業員が、現場閉所日に他の現場作業（施工や除雪業務等）をしていた場合も現場閉所となるのか。	現場閉所とは、「１日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」としているので、現場閉所として取り扱ってください。本要領は、現場閉所率を経費の補正や評価の指標としており、受注者の従業員の働き方を縛るものではありません。しかしながら、本要領の趣旨を踏まえて従業員が休日を確保できるよう配慮願います。	左と同じ。
	9	施工の準備のために、対象工事現場内の除雪作業のみを実施した場合には現場閉所として扱えるのか。	仮設備点検等のための必要最小限の除雪を超えるものについては、現場作業と見なします。	左と同じ。
	10	一般交通を供するために行う現場内除雪のみを行った場合は現場閉所として扱えるのか。	一般交通を供するために行う除雪作業等の安全確保作業のみの場合は現場閉所とみなします（一般交通と関係のない現場内の除雪作業は現場閉所としない）。	左と同じ。
	11	２交替工事の場合の現場閉所日の考え方は。	２交替工事の２の組が翌早朝に行う作業（後片付けを含む）完了後、24時間以上の現場閉所が認められる場合に現場閉所日扱いとします。 （夜間工事・２交替工事の事例を参考）	左と同じ。

松江市週休2日工事要領（農業農村整備工事編）　Q＆A

【交替制】

R8.11.1以降適用

		質問	回答 受注者希望型
①の選定対象工事	1	現場閉所困難な工事とは、どのようなものを想定しているか。	例1:道路及び河川維持管理業務 例2:現場閉所を行うことが困難な工事 （交通規制や出水期等に係る工事) 例3:災害復旧工事等
②実施方法	2	当該現場に従事する技術者等が休日を取得した場合は、必ず交代要員を充てなければならないのか。	交替制工事は、現場閉所による週休２日ではなく、技術者等の休日日数で週休２日に取り組むものです。現場閉所することなく工事を行っていたとしても、技術者等の休日が確保されていれば、必ずしも交代要員を充てる必要はありません。
	3	「施工体制台帳上の元請け・下請けの技術者・技能労働者」を休日確保の確認対象者としているが、建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については、確認対象者となりえるか。	施工体制台帳に記載された全ての労働者が休日確保の確認対象者となります。 従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人で施工体制台帳に記載されていない場合は、確認対象者にはなりません。
	4	１日でも当該工事に従事した場合は、休日確保の確認対象者となるのか。	当該工事の施工体制台帳に記載された労働者が従事した場合は、休日確保の確認対象者となりますが、非常勤（臨時）及び従事期間が１週間未満で従事する場合は、対象外となります。
	5	維持工事等の緊急対応が想定される工事では、下請けの施工体制台帳上の工期を１年間としている場合がある。この場合、１年間の工期のうち、作業日数が数日となる労働者等についても休日率算出の分母は施工体制台帳上の工期である１年間とするのか。	休日率算出の工期を施工体制台帳上の工期とすることが適切でないと考えられる場合は、受発注者間で適切な期間を協議して設定下さい。
	6	「対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。」としているが、判断基準（具体の日数等）は何か。	常勤ではなく、日数や時間数を限って一時的に勤務し当該工事に従事する者を想定しています（合計の勤務日数が７日未満）。
	7	現場代理人は工事現場に常駐することと契約書で定められているため、現場代理人は休日取得はできないのか。	契約書第10条第３項にて、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で確認することとなります。
	8	監理技術者は専任の者でなければならないのか。	専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を要するものではありません。監理技術者が休暇取得等のために短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制が確保されていると認められる場合には、差し支えありません。

松江市週休2日工事要領（農業農村整備工事編）　Q＆A

【交替制】

R8.11.1以降適用

		質問	回答 受注者希望型
	9	公共工事設計労務単価（51種）以外の技術者等を施工体制台帳へ記載することを発注者が指示した場合、確認対象者となるのか。 また、補正対象となるのか。 （例:測量業者など）	必要資料の提供の有無にかかわらず、測量業者等については確認対象となりません。 確認対象は、施工体制台帳上の元請・下請の技術者・技能労働者としておりますが、測量業者等は公共工事設計労務単価（51種）および電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工に該当しないため、確認対象として扱わないこととなります。